

# 納付方法を確認しましょう

75歳以上の人と一定の障がいがある65歳以上の希望者が加入する後期高齢者医療制度。今回は、保険料の納付方法や保険証の更新などについてお知らせします。

## 令和2・3年度の保険料が決定

後期高齢者医療制度の保険料は2年に1度見直されます。令和2・3年度は、所得割率は8・39パーセント、均等割額は4万3、400円となりました。

### 均等割額の軽減措置を一部変更

所得が一定以下の世帯は均等割額が軽減されます。

令和元年度に8割軽減だった人は、令和2年度から7割軽減に変更されます。

## 保険料額決定通知書を送付

納付書や口座振替で納付する普通徴収の人は7月15日(水)に、年金から直接引き落としで納付する特別徴収の人は7月21日(火)に保険料額決定通知書を送付します。

なお、確定申告の延長期間中に

申告した人は、8月以降に保険料が変更になる場合がありますので注意してください。

## 保険料の納付方法

納付方法は、年金の受給額や資格の取得時期などにより異なります(下表)。通知書が届いたら、自分がどの納付方法に該当するか確認してください。

### コンビニやペイジーでの支払いが可能に

納付書で納める場合、コンビニでの納付やATMなどを使ったペイジーでの支払いもできるようになりました。

### 年金からの引き落としを口座振替に変更するには

年金からの引き落としで納付している人で、口座振替による納付を希望する人は、7月31日(金)までに印鑑と引き落とし口座が分かる物を持って保険年金課(市役所1

階)で納付方法変更の申し出を行い、金融機関で口座振替の手続きをしてください。10月の年金からの引き落としが停止され、口座振替による納付となります。ただし、これまでの納付状況などから変更ができない場合があります。

## 保険証を一齐に更新

保険証を8月1日(土)に更新します。新しい保険証は7月7日(火)に簡易書留で発送します。

配達時に不在の場合は「郵便物等」不在連絡票<sup>とうかん</sup>が投函され、保険証は郵便局で1週間保管されます。保管期間を過ぎた後は保険年金課で保管しますので、同課(☎20・1547)へ連絡してから受け取りにきてください。

現在の保険証は、有効期限が過ぎてから個人情報に注意して廃棄するか、次の場所に設置された保険証回収箱へ返却してください。

保険証回収箱設置場所 Ⅱ 保険年金課(市役所1階)、下総・大栄支所

## 自己負担割合が変更になることも

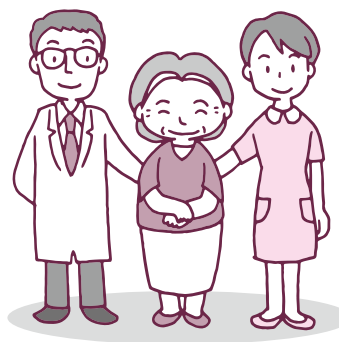
医療費の負担割合が3割の人のうち、次のいずれかに当てはまる人は、申請により1割になります。対象と見込まれる人に申請書を送付しますので手続きしてください。

○同じ世帯の被保険者の収入額の合計が520万円(同じ世帯で

被保険者が1人の場合は383万円)に満たない人

○年収が383万円以上の被保険者で、同じ世帯の70〜74歳の人を含めた収入額の合計が520万円に満たない人

※くわしくは保険年金課(☎20・1547)へ。



## 令和2年度の保険料の納付方法

対象	納付方法
令和2年2月支給時の年金から引き落としで納付していた人 令和元年11月までに年齢到達や転入などにより新たに資格を取得し、年金から引き落とされる要件を満たす人	年金からの引き落としによる納付
年度の途中で、保険料の減額や変更などにより年金からの引き落としが停止された人 令和元年12月〜2年5月に年齢到達や転入などにより新たに資格を取得し、年金から引き落とされる要件を満たす人	○7〜9月は、納付書または口座振替による納付 ○10月からは年金からの引き落としによる納付
納付書または口座振替により納付していた人(年金から引き落とされる要件を満たさない人) 令和2年6月以降に年齢到達や転入などにより新たに資格を取得した人	納付書または口座振替による納付

\*年金から引き落とされる要件は、年金受給額が年間18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない場合です。要件を満たさない人は、納付書または口座振替による納付になります。